

環境審議会における部会設置方法の見直しについて（案）

令和 4 年 1 2 月 2 日
福島県生活環境総務課

1 これまでの状況

- 環境審議会については、福島県環境審議会条例（平成 6 年福島県条例第 5 9 号）第 8 条の規定により、「審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。」こととされている。
- これまで、部会は委員の一斉改選後、最初の環境審議会（全体会）において、部会の所掌事務及び構成を決定していた。

【参考】前の任期における部会の所掌事務及び構成

- 所掌事務
 - ・ 第 1 部会 環境政策及び循環型社会推進等に関すること
 - ・ 第 2 部会 廃棄物対策及び環境汚染防止等に関すること
- 構成
 - ・ 委員は、いずれかの部会に所属。うち、学界層の委員は、両方の部会に所属。
 - ・ 第 1 部会、第 2 部会とも 1 8 名が所属（7 割以上の委員で部会を構成）。

2 課題等

- 今年度は福島県環境基本計画（第 5 次）を始め、各種計画の策定直後であり、当面、部会を開催する予定はない。
- また、部会の運営においては、以下の課題があり、整理が必要である。
 - ・ 全体会と部会で同じ内容の調査審議を行う場合、部会を構成する委員の数が委員総数の半数以上を占めているため、重複感がある。
 - ・ 学界層の委員全員が両方の部会に所属しているなど、部会開催の目的や全体会との役割分担が不明瞭となっている。
 - ・ 部会の所掌事務が固定されていることにより、調査審議の内容に合わせた委員構成など、柔軟な対応ができない場合がある。

3 見直しの方向性

■ 環境審議会における調査審議は、全体会で行うことを基本とし、必要が生じた際（※）に部会を設置することとする。

（※ 個別・専門性が高い場合など、環境審議会（全体会）に先立って調査審議する必要がある場合を想定）

■ なお、部会の設置にあたっては、別紙要領に基づくものとする。

（見直しによる効果）

- 全体会において、全ての委員の参加のもとで議論を行うことで、諮問事項に対する十分な審議は可能であり、必要が生じた際に設置する部会との役割分担を明確化することで、業務の効率化を図ることができる。
- 部会については、必要が生じた際に設置する上、その調査審議事項に応じて、委員構成等を定めることで、効果的な部会運営が可能となる。